

三重県市町村職員共済組合の什器及び備品の調達等に係る一般競争入札について

三重県市町村職員共済組合の事務所で使用する什器及び備品の調達等について、下記のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年5月15日

三重県市町村職員共済組合
理事長 西 田 健

記

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名

三重県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の移転に伴い必要となる什器及び備品の新規調達並びに既存什器及び備品の移設・運搬・設置に関わる作業の全て

(2) 購入物品の特質等

仕様書及び説明書による。

(3) 数量

一式（付属品、納入条件等の詳細は仕様書による。）

(4) 納入期間

平成29年7月1日（土）から平成29年7月14日（金）まで
最終的な納入日は、組合と協議のうえ確定させること。

(5) 納入場所

三重県津市河芸町浜田808番 津市河芸庁舎・防災センター3階及び4階
三重県市町村職員共済組合事務所

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する平成29年度津市競争入札参加資格者名簿（部門：物品業者）の希望業種「事務用品」又は「事務用機器・OA機器及び関連製品」に登録されている者

(3) 三重県内に本店又は契約締結権限のある支店（営業所を含む。）を有する者であること。

(4) 三重県又は三重県内の市町において指名停止期間中である者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（当該更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てが

なされている場合であっても、更生計画の認可が決定されたとき又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)

- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 同一人が代表者(代理人を含む。)となっている法人等が、本件入札に同時に参加していないこと。
- (8) 本業務の履行能力があること。
- (9) その他組合が不相当と認めた者でないこと。

3 仕様書等の交付及び同等品承認願

(1) 仕様書等の交付方法

平成29年5月15日（月）から平成29年5月19日（金）までの間において、午前9時から午後5時までの間に下記の場所で交付する。

(2) 仕様書等の交付場所

三重県津市万町津173番地 三重市町村会館
三重県市町村職員共済組合 総務課

(3) 同等品承認願

参考型式ではなく、物品購入内訳書に基づき同等品以上として入札書を提出する場合は、同等品承認願（様式第3号）を郵送又は持参にて提出し、事前に審査を受けること。

ア 提出期限 平成29年5月19日（金）12時00分（必着）

イ 提出先 総務課へ郵送又は持参で提出すること。

ウ 回答期限 平成29年5月23日（火）までにFAXで審査結果を回答する。

4 入札参加申請等

(1) 提出する書類

入札参加申請書（様式第1号）

(2) 申請書類の交付方法

平成29年5月15日（月）から平成29年5月19日（金）までの間において、午前9時から午後5時までの間に上記3（2）と同じ場所で交付する。

(3) 提出期限及び提出先

提出期限 平成29年5月23日（火）午後5時までに郵送又は持参で必着のこと。

郵送先 上記3（2）と同じ場所へ

(4) 入札参加資格の決定及び通知方法

入札参加資格の審査結果については、平成29年5月25日（木）までに入札参加資格がない者について、理由を添えて否認の通知を行う。

なお、入札参加資格がある者への通知は行わない。

5 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 平成29年5月29日（月）14時

場所 三重県津市万町津173番地 三重市町村会館

(2) 落札者の決定方法

落札者は本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより、落札者を決定する。

(3) 入札書の作成及び入札方法

ア 入札書は、組合の指定する様式第2号にて作成すること。

イ 落札者の決定にあたり、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札者（入札権限等を委任された代理人を含む。以下同じ。）は、入札書を代表者の商号又は名称を記入したうえ封印し、入札及び開札の日時に会場まで持参すること。

エ 入札書の事前持込み及び郵送による提出は認めないこと。

オ 入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた契約金額を見積もること。

カ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

キ 開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、初度入札を含め、2回を限度として入札を行うものとする。

ク 入札室に入室できる者は、各社1人までとする。

ケ 入札は、1人1通に限る。

コ 代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式第5号）を提出しなければならない。

サ 入札開始後、入札会場に到着した者は入札に参加することができない。

6 入札の延期又は取り止め等

(1) 天災地変等やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期又は取り止めることがある。

(2) 入札参加者が1者のときは、入札を取り止める。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

(2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札

(3) 入札者が同一事項について2通以上の入札をしたとき。

(4) 2人以上の者が入札を代理したとき。

(5) 入札者が他の入札者の代理をしたとき。

(6) 入札者が連合して入札をしたとき。

(7) 入札に際し不正の行為があったと認められるとき。

(8) 入札書に記名押印のないとき。

(9) 入札金額を訂正した入札

(10) 入札金額が確認できない入札

(11) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤の入札と認めた入札

(12) 再度入札する場合、前回の最低価格以上の価格での入札

(13) その他組合が無効と判断したもの。

8 入札の辞退

(1) 事前に入札を辞退する場合は、入札前までに入札辞退届（様式第4号）をFAXにて送付した後、郵送すること。

(2) 入札時に入札を辞退する場合は、入札書の入札金額を記入する欄に「辞退」と記入し投函すること。

9 異議の申立て

入札をした者は、入札後、本件に関することについて異議を申し立てることはできない。

10 その他

(1) 入札説明会

実施しない。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(3) 締結する契約内容の詳細等については、落札者決定後、双方協議のうえ定める。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 提出書類の作成に係る費用

提出者の負担とする。

(6) 書類の取扱い

提出された書類は、組合において提出者に無断で、他の目的に使用できないものとする。
また、提出された書類は返却しない。

(7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) その他

落札決定後、所定の事項を落札者が履行しないと組合が判断した場合は、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。

11 問合せ先

三重県市町村職員共済組合 総務課

E-MAIL : shomu@m-kyosai.jp

F A X : 0 5 9 - 2 2 8 - 8 5 3 3

問合せは、原則としてE-MAIL又はFAXで受け付けるものとする。

【緊急連絡先】 電話 0 5 9 - 2 2 8 - 2 9 3 8